

MM2H — マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム

MM2H はマレーシア政府によって推進されており、一定の基準を満たす外国の方に「数次入国社交訪問パス (multiple-entry social visit pass)」を発給して出来るだけ長くマレーシアに滞在可能にしようとするものです。

数次入国社交訪問パスは更新可能で、初回は 10 年期間のものが発行されます。

資格

人種、宗教、性別、年齢に関係なくマレーシア政府によって承認されている全ての国の国民に対して開放されています。申請者は配偶者、両親 (60 歳以下) と子供 (18 歳以下で未婚) が同行することができます。

マレーシア人の外国籍配偶者及び雇用パスの期限が切れた後マレーシアで引退することを希望する外国の方も、このプログラムを申請しマレーシアに滞在することができます。

MM2H の特典

マレーシアでの滞在が更に心地よく楽しいものになるように MM2H 加入者には様々な特典が与えられます。

住宅の購入

MM2H 加入者は物件の所在地によって一軒 250,000 リンギ以上の住宅を購入することができます。

- サラワク州の一部の地域 (クチン、ミリとシブ) では、一軒 300,000 リンギ以上の住宅
- 基本的にマレーシアの他の州では一軒 250,000 リンギ以上の住宅

(物件購入前、州政府に外国人が物件を購入できる最低限の金額をチェックすることをお勧めします。)

車の購入

MM2H 加入者は所有の車をマレーシアに持ち込み、または現地組み立ての車を輸入関税、物品税、販売税を免除された値段で購入することができます。

家政婦

MM2H 加入者はマレーシア移民局のガイドラインに従って家政婦（メイド）を一人雇用することができます。

教育

申請者は本プログラムで21歳未満で未婚の子女を扶養家族として同行できます。マレーシアでの学業を続けたいという子女は学生パス（Student Pass）を申請すること及び本プログラムの滞在期間中保険をかける必要があります。

税金

MM2H 加入者はマレーシア人と同様に税務政策、組織、規則に従う義務があります。

なお、マレーシアに送金される年金は税務免除が与えられます。MM2H 加入者は申請の際、本国の政府機関から一年間受け取った年金総額の証明のコピーを一部添付する必要があります。

事業と投資

- MM2H 加入者は投資したり積極的にビジネス活動に参加したりすることができます。
- 会社を設立する際、マレーシアの登録庁（CCM: Companies Commission of Malaysia）に登録する必要があります。
- 有限会社であること。
- 資本金払い込みの最低額は 250,000 リンギ（最低額は事業分野ごと政府の政策、規則、ガイドラインによって変わります。）

パートタイム就労

- 50 歳以上の MM2H 加入者のみ申請可能です。
- 雇い主は MM2H 加入者を雇用する理由書を提示する必要があります。MM2H 加入者の技術やスキルが必要で現地では求められない証明が提示できれば許可が下ります。

MM2H の申請条件

経済条件：

申請者はマレーシアで生活を送ることが経済上可能であることが前提です。

申請の際

1. 50 歳未満の申請者は流動資産として 500,000 リンギ以上の財産証明及び月額 10,000 リンギのマレーシア国外での収入証明を提示すること。
2. 50 歳以上の申請者は 350,000 リンギの財産証明、または月額 RM10,000 の公的年金受け取り証明書を提示すること。
3. 1,000,000 リンギ以上の不動産を購入した新規申請者は、最低額の定期預金を設けること（50 歳未満の最低額：150,000 リンギ、50 歳以上の最低額：100,000 リンギ）

マレーシア到着後

マレーシア移民局から「条件付き承認書」（いわゆる仮許可）を入手した申請者は下記の財務的基準を満たす必要があります。

50 未満

- 300,000 リンギの定期預金を開設すること。
- 一年を経過したら家屋の購入、マレーシアでの子女の教育、医療費用などの認められた支出の為に 150,000 リンギまで引き出すことができます。
- 150,000 リンギ以上の残額を、2 年目以降本プログラムによりマレーシアに滞在期間中維持せねばなりません。

なお、マレーシアで 1,000,000 リンギ以上の不動産を購入し保有する MM2H 加入者は、定期預金 150,000 リンギを設けることができます。ただし、この金額は本プログラム加入を停止するまで引き下ろす事はできません。

50 歳以上

- 下記のいずれを選ぶことができます。
 - 150,000 リンギの定期預金を開設すること、又は
 - 公的年金受け取り額が月 10,000 リンギの証明を提示こと
- 一年を経過したら定期預金で基準を満たした加入者は家屋の購入、マレーシアでの子女の教育、医療費用などの認められた支出の為に 50,000 リンギまで引き出すことができます。
- 100,000 リンギ以上の残額を 2 年目以降このプログラムによりマレーシアに滞在期間中維持せねばなりません。

なお、マレーシアで 1,000,000 リンギ以上の不動産を購入し保有する MM2H 加入者は、定期預金 100,000 リンギを設けることができます。ただし、この金額は本プログラム加入を停止するまで引き下ろす事はできません。

健康診断書

申請者と扶養家族はマレーシアのいずれかの私立病院または登録されている診療所の健康診断書を提出する必要があります。

医療保険

加入者と扶養家族は、保険会社を問わず、マレーシアで保険適用が効く医療保険証を持っていることが必要です。なお、年齢や体の状態により医療保険をかけることが困難な加入者の場合は免除されることがあります。

セキュリティ・ボンド

申請者はセキュリティーボンドの条件を満たす必要があります。一人当たりの金額は国籍によって 200 リンギから 2000 リンギまで異なり、第 8 ページのセキュリティボンドの項目をご参照ください。

提出書類

- すべての提出書類は英訳し公証人 (Notary Public) に認証される必要があります。
 - 申請の際、申請者がマレーシアにいる必要がありません。
1. セカンドホームとしてマレーシアを選ぶ理由が記されるカバーレター
 2. 主申請者の最新履歴書 (最近 10 年の経験が記されるものが望ましいです)
 3. MM2H 申請書
 - 注: 申請者及び扶養家族一人一部を記入すること
 4. 様式 IM12
 - 申請者及び扶養家族一人三部を記入すること
 5. パスポートサイズの写真 (一人五枚)
 6. パスポート/旅券のコピー (空白のページを含むすべてのページ)。個人情報that記されるページは公証人の認証が必要です。
 - 注: 旅券が一年以内に更新された場合、前の旅券のコピーも必要になります。
 7. セキュリティ・ボンド
 - 注: セキュリティ・ボンドは申請者及び扶養家族ごと支払うこと
 8. 申請者と扶養家族の健康状況の自己申告
 9. 認証付の結婚証明書コピー (配偶者が同行する場合)
 10. 認証付の離婚証明書、死亡証明書など法的な証明書 (申請者の婚姻状況の証明が必要な場合)
 11. 認証付の出生証明書など法的な証明書 (子供、養子、継子、両親が同行する場合)
 - 21 歳以上のハンディキャップのある子女が同行する場合は専門医又は一般開業医の確認書

- 主申請者による扶養家族のマレーシア滞在中の全ての費用と経済的必要性を負担する旨の法的宣言
12. マレーシアの滞在が経済的に維持できる証明として最近 3 ヶ月の銀行残高証明またはその他の関係書類の認証付コピー（養子、継子が同行する場合）
 13. 給与支払い票/収入証明書（雇用の場合）/年金支給票などの過去 3 ヶ月の認証付コピー
 14. 申請者からマレーシア・マイセカンドホーム・センターに対し関係金融機関で金融書類を確認する権限を付与する許可書

重要事項：

- 書類のコピーはすべて大使館、事務弁護士、太平紳士（Justice of Peace）、公証人、宣誓官または政府役人の認証が必要になります。
- 書類の原本が英語でない場合、資格を有する翻訳者が英訳する必要があります。
- 扶養家族は、配偶者、21 歳未満で未婚の子供と 60 歳以上の両親を指します。
- 提出する書類はすべてマレーシア・マイ・セカンド・ホーム・センターの財産になります。

成功した申請者は、主申請者と扶養家族のパーソナルボンドを提出する必要があります。パーソナルボンドはマレーシア内国歳入庁の印紙機関（Stamping Office）にて 10 リングの印紙をつけること。

申請プロセス

書類提出ステージ

加入確認	<ul style="list-style-type: none">• 申請者が提供した情報で MM2H 加入に適切かどうかを初めての評価を行います。• 評価に満足する申請者は MM2H 申請に必要な書類を全部提出し、My (MM2H) 社に提出準備のエージェント費用として 7,000 リングを支払っていただきます。
------	--

加入確認 14 日後 (必要な書類が全部揃った場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● My (MM2H) 社は提出した書類を審査し許可がはやく下りるように促進いたします。 ● このステージでは申請者の資格や提出書類についてアドバイスいたします。 ● 申請の際、申請者はマレーシアにいる必要がありません。
30 日～60 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類を提出したら、My (MM2H) 社は「条件付き承認書」(いわゆる仮許可) が得られるまで常に申請状況を確認いたします。 ● ここで申請が拒絶された場合、My (MM2H) 社は追加料金なしに直ちにアピールの手続きをします。 ● アピールが拒絶された場合、My (MM2H) 社は 4,000 リンギを申請者に返金いたします。 ● 申請者が二回以上のアピールをする場合、追加料金や費用が発生します。
	条件付き承認書が獲得します。

書類提出に発生するエージェンツ費用は認証にかかる費用、書類審査、書類の準備、パーソナルボンドの手配及び申請者のスポンサーを務める費用が含まれます。

ビザの発行

- 条件付き承認書は発行日より 6 ヶ月間有効です。
 - 条件付き承認書及びマレーシア移民局のレターを持参し本国のマレーシア大使館にて正式なビザを申請する必要があります。これで申請者一人当たり 500 リンギ～520 リンギの Journey Perform (JP) ビザの費用が省きます。
 - マレーシアの観光ビザが必要とする国家のみ該当します。
- 条件付き承認書は申請者が下記の条件を満たすまで暫定的なものになっています。
 - 医療保険を獲得すること
 - マレーシアの私立病院または登録されている診療所で健康診断をすること

- マレーシアのローカル金融機関で指定された最低額の定期預金を設けること（免除された場合を除く）
 - 50 歳未満の場合
 - 300,000 リンギ
 - 期間は最低限 1 年で自動更新
 - 四つの定期預金に分けること
 - 60,000 リンギの金額が二つ
 - 90,000 リンギの金額が二つ
 - 銀行が発行する証明書を獲得すること
 - 50 歳以上の場合
 - 150,000 リンギ
 - 期間は最低限 1 年で自動更新
 - 三つの定期預金に分けること
 - 50,000 リンギの金額が三つ
 - 銀行が発行する証明書を獲得すること
- 申請者が 1 年以内更新したパスポートで来マする際、様式 IMM55 を記入し以前のパスポートをも持って渡航する必要があります。
- My (MM2H) 社はすべての書類を最終的に審査してから、申請者と扶養家族をマレーシア移民局に同行し MM2H ビザをそれぞれのパスポートに貼り付けてもらいます。この時点では、申請者と扶養家族全員が移民局に行かなければなりません。
- 費用：
 - My (MM2H) エージェント費用などとして、3,000 リンギ
 - 社交訪問パス (Social Visit Pass) 料金として、一人一年 90 リンギ
 - 数次入国ビザ料金 (条件付き承認書によって一年 20 リンギ~50 リンギ)

- 英連邦ではない国民は 1 回限りの Journey Performed ビザとして、500 リンギ～520 リンギ（ただし、本国のマレーシア大使館で正式なビザを申請する方は免除されます）
- セキュリティボンドとして、200 リンギ～2,000 リンギ（国籍によって金額が異なる）
 - 200 リンギーシンガポール
 - 300 リンギータイ
 - 500 リンギーインドネシア
 - 750 リンギーバングラデシュ、フィリピン、インド、ミャンマー、ネパール、パキスタン、スリランカ、
 - 1,000 リンギー日本、韓国、マカオ
 - 1,500 リンギーアラブ、アフリカ、オーストラリア、イギリス、ブルネイ、中国、ヨーロッパ、香港、イラン、イラク、ポルトガル、台湾、中チュニジア、ベトナム
 - 2,000 リンギーアメリカ、カナダ
 - 上記以外の国家は 1,500 リンギ

その他

- My (MM2H) 社の専門費用として扶養家族一人 2,000 リンギの料金が発生します。
- 追加サービス料金が発生することがあります。